

平成 20 年度 第 4 回 機関保証制度検証委員会 議事要旨

1. 日 時 平成 21 年 3 月 30 日 (月) 15:00~17:00

2. 場 所 アルカディア市ヶ谷 5階大雪 (西)

3. 議 題

- (1) 平成 20 年度の機関保証制度検証委員会の検証報告の取りまとめについて
- (2) その他

4. 出席者

(委員)

三隅委員 (委員長)、柳川委員、白井委員、宗野委員、藤村委員、阿部委員、尾山委員

(機構)

清水参与、梶原参与、富田奨学事業部長、大島奨学事業部副部長、二木奨学事業部副部長

(文部科学省)

下間高等教育局学生支援課長(オブザーバー)

(日本国際教育支援協会)

大森次長

5. 議事概要

- (1) 平成 20 年度の機関保証制度検証委員会の検証報告の取りまとめについて

(配布資料に基づき、事務局から説明)

○委員 2- (1) -②については、(案の 3) の「延滞開始から 1 年を経過して」と決めたほうが、実務的にはやりやすい。住所が判明する時点にばらつきが出るが、このルールを今後ずっと続けていくという観点から、(案の 3) のように決めておいたほうがいいのではないか。

○委員 保証機関の立場としては、住所不明者に対する十分な対策が必要と考える。住所不明者について、一定期間を経過したから代位弁済請求するのでは、機関保証加入者から何の担保も取らない上に、住所も分からないのでは、保証機関に延滞債権のリスクを安易に移転することになるのではないか。住所不明者は、ただ返戻されたものを住所不明者というのではなく、本人が行方不明や職権消除、転出の未届、搜索願が出ているものを住所不明者というのではないか。これらは、いくら調査しても住所を追うことはできない。平成 20 年 3 月から住民票を返

還誓約書に必ず添付するということになっているので、住所不明が長期間放置されることはなくなるのではないかと。あえて、「一定期間経過後」、「延滞から1年を経過して」などの言葉が必要なのか。もし必要ということならば、住所不明者の定義を明確にさせていただけるとありがたい。

○委員 督促、代位弁済請求する立場からすると、文書が返戻になった場合は住所調査をするが、困るのは、住民票の住所に、実際に行ってみると本人が住んでいない場合がある。どこに住んでいるか、家族等関係者に聞いても分からず、これ以上どうすることもできない。機構としては、こういう場合は住所不明者として扱っていただきたいと考えている。

○委員 住所不明者を代弁請求されると、求償権行使できない。保証機関としては2～3年経過後償却処分せざるを得ない。本人住所が機構で分からないものについて、協会で調査しても判明するはずがない。一定期間経過後代位弁済請求され、それは償却することが暗に示されたのなら、それでいいのかなと思う。

○委員 確かに住所不明者をどう定義するかという問題もあるが、基本的に保証を委託する者と保証を受託する者の両者の関係における実務的な運用ルールの話で、保証委託契約書に記載するようなものではないのではないかと。通常、民間では、住民票に登録されている住所に行って、そこに本人が住んでいなければ、機械的に代位弁済してもらおう。住所不明者の回収が難しいのは事実だが、債権を管理し、償却や債権放棄する間に、債務者が出てくるケースもまれではない。保証料を徴収している以上、ある程度リスク分担すべきであり、一定の費用に対応する収益を見込んで、どの程度の保証料率が妥当であるかが、まさにこの委員会での議論ではないかと。(案の3)で延滞開始から1年を経過と設定するとわかりやすいが、基本的に延滞1年が経過すれば、代位弁済しなければならないのだから、あえてここで1年というものを入れなくてもよいのではないかと。はっきり取り決めしているほうが良いとは思いますが、柔軟な運用もできるようにしておいたほうが後々やりやすいのではないかと。後々制度の設計などを見直すことがあるのであれば、「十分な調査を講じて」とファジーな格好にしておいたほうが、実務はやりやすいのではないかと。

○委員 現時点においては、はっきり取り決めするより、表現としては、(案の2)の表現を使って、これから機構、支援協会両方で検討するということがか。

○委員 機構、支援協会両方でどこまでやるのか、どこまで責任を分担するのかということ把握しておけばよい。いずれにしろ代弁は1年で実施しなくてはいけない。長期の延滞債権を、機構が不良債権として持ち続けるのは好ましくない。

○委員 住所は本人に届出義務があるということで、(案の3)のように書くと、何もしなくても1年たったら請求できるようにも読めるので、そういう意味では機構にも調査義務はあると

いうことを残した、(案の2)がよいのではないか。

○委員 まず(案の2)というかたちにして、この十分な調査の内容については、もう少し両方で検討するとよいのではないか。

○委員 1-(1)-オで、保証料率について、3年間ぐらい様子を見るということであったが、懸念しているのは、例えば3年とか4年後に保証料率が上がった場合、3年目の人は0.6とか0.7だったのに、翌年の人は0.8とか0.9になり、学生間で不公平感が出ることである。保証料率の上昇はなだらかにしたほうがよいが、保証料率を何度も変えることは難しいので、できれば早めに上げたほうがよいのではないか。早めに上げるためにも、(案の3)のようにきちっと取り決めしたほうがよいのではと考えた。本来は(案の2)でよいのかもしれない。

○委員 住民票に記載されている住所へ実際に行くとき、機構から行くのか、支援協会から行くのかによって印象が全然違うのではないか。保証機関である支援協会が行くと、家族の対応も違い、住所が判明しやすくなる等、ある程度効果があるのかもしれない。奨学金の回収については機構、支援協会両者が協力してやるべきものであり、今後の分担を決める場合には、全体として費用が最適になることをまず重視し、その中でどういう負担をするか決める必要がある。この委員会の意見としては、2-(1)-②については(案の2)とし、「十分な調査の具体的な内容については今後検討する」などの一文を加えることとしたい。

○委員 2-(2)-②については、利息及び延滞金の履行範囲を395日とすると、そのボーダーに掛かってくる分に関しては速やかに履行するのが望ましいという考えで、(案の1)を提案した。包括保証契約書について資料3で新旧対照表が出されているが、これは改定される予定なのか。

○機構 財務省理財局監査の指摘の中で、利息と延滞金について395日を限度とすると、財政投融资等への償還の確実性上、非常に問題があるとの指摘を受け、この関係について、協会と機構で検討を重ねてきた。これまでの395日という考え方は一応残しながら、住所不明等により、必要な督促回数を満たすことができない場合には、事前に協会と協議する前提で、この395日という制限を撤廃する合意がなされた。この新包括保証契約は、4月1日の日付で契約を取り交わす予定である。

○委員 そういうことであれば、(案の1)の必要はなく、基本的には機構のほうで返還猶予を取扱うほうが、支援協会と同じようなことを二重にやる必要がなく合理的だと考えられる。

○機構 2-(1) 機構において実施または検討すべき事項へ移すということによいか。

○委員 機構から、2-(2)-②の(案の2)については、2-(1) 機構において実施または検討すべき事項へ移すということでもよいかとの意見が出たが、特に意見がなければ、委員長一任ということによいか。

それでは再確認をしたい。1. 機関保証制度の財政収支等の検証結果については、見え消しで変更されたところを含めて、今回の案で了承。2. 具体的事項についての意見については、2- (1) -②に、(案の2)を採用し、この表現の後に、「十分な調査の具体的な内容については今後検討する」などの一文を加えることにしたい。2- (3) -③については、2- (1) -⑥に移動することとし、2- (2) -②については、(案の2)を採用する。ただし、(案の2)の位置はここではなく、別のところに移すか、あるいは削除するかということについては、委員長一任ということをお願いしたい。それ以外の点については、この原案を了承。

2. 具体的事項についての意見での提案については、今後、機構あるいは協会で検討すると同時に、フォローアップをしていきたい。機構と協会における検討内容等については、次回の検証委員会で報告をお願いしたい。

本日、あるいはこれまでの委員会の中での議論を通じて、今後の検討課題等について意見はないか。

- 委員 支援協会の機関保証に係る予算は、どのように立てているのか。誰が了解し、どのような仕組みで予算執行されているのか。
- 委員 機関保証の予算については、運用益を持って事務費とする。今後、運営経費をどうするかについては、運用益も代位弁済に執行するということはあるが、運用益の範囲内で、理事長の決裁により執行していくことになる。
- 委員 保証機関の会計をどうするかという問題は、きちっと確立しないと、事業運営が難しくなるのではないか。
- 委員 協会でも野村総研にリスク分析をお願いしており、どのような状況か常に確認しながら行っていく必要がある。常にリスク分析し、理事会で意見をもらいシビアに運営している。しかし、将来的にそこが崩れていくことになると大きな責任問題になるので、機構と調整しながら、お互いに持続するようなかたちでいかないといけない。
- 委員 機関保証制度をどう運営していくかというのは、今後の経済情勢の中で、学生が教育を受ける機会を確保するために非常に重要である。何のためにある制度なのかと考えると、奨学金を貸与して回収が問題なく普通にできるのであれば、ある意味こういう制度は必要ないのかもしれない。その意味では、そもそも回収、請求の難しい、運営が非常に難しい制度であると言えるのかもしれない。そういう中で、教育的な効果も含めて、制度を運営することとなる。収益性の部分と本質的な学生をサポートする部分を、どうバランスをとるのか何か基準を決めないといけないのではないか。何となく両方を見ているうちは、結局は両方の目的が十分に達成されないのではないか。中長期的には、赤字となっても教育的に我慢すべき線を引くことなどが必要になるのではないか。ただ、一方では、リスク評価も必要であり、両極端に陥るので

はなく、回収努力をしつつ、バランスをどう制度運営の中に入れていくか検討が必要である。基準を決めておかないと、何を基準としてここまでやれたか、やれていないかということを考えるのは非常に難しい。国民として、このような制度をどこまでサポートするのかということになってくるが、将来的には考えてもらったほうがよいのではないか。

○委員 民間の株式会社と異なる支援協会においては、求償権債権をどのように管理し、引当、償却、債権放棄するのかという点がポイント。この一連の融資においては、資金についてどこでチェックできるかという点、奨学金の貸与時、貸与中返還中の管理の問題、あとは代弁後に求償権債権になった際の三つの大きなフレーズがある。貸与時というのは、奨学金という制度の趣旨から考えれば厳しくできない。貸与中返還中の管理というと、すべてが善意の方というわけではなくて、中には払えるのに払わない者もいる。基本的に税金が原資になっているため、厳しく対応しなくてはならない。結果的に代弁になったときには、その求償権債権をどうするのかという問題がある。本来の趣旨に照らせば、病気になったとか、何らかの事情でどうしても返せないというときは、救済するための、一定の基準が必要であり、そうでないと、求償権債権だけがたまって行って、政策的な意図も実現できなくなる。繰り返しになるが、求償権債権をどのように引当、償却、場合によっては債権放棄していくのか。将来に向けて施策の整合性をつけていくために、その基準、運用がどうなされるのかが課題である。